

保健所運営協議会開催結果報告書

令和4年度 第1回	日時	令和4年7月13日（水） 14時00分から16時00分まで	出席者	委員 （欠席 職員 傍聴者	22名 5名 6名 0名	協議会 役員名	会長	小菓 裕成
	場所	四條畷保健所 講堂		副会長	浅田 高広			
				副会長	—			
議 事	審議内容の要点			保健所長の意見			付記	
保健所事務概要について	精神保健指定医による措置診察状況にある警察官の通報によるもので、平成元年は通報8件で措置入院8件とあるが、平成3年は通報22件で措置入院5件と非常に件数が減っているが原因は何か。警察が通報しなくてもいいものを通報しているのか。			措置基準の変更はない。自傷他害要件に該当する条件が少なかったと認識。				
新型コロナウイルス感染症対応について	オミクロン株の保健所の対応①患者への対応について、65歳未満で重症化リスクなし、重症化リスクあり、65歳以上で区分されており、重症化リスクが以下の一つ以上あるとなっているが、大阪府では、65歳未満の者のうち重症化のリスク因子となる疾病等を複数持つものとなっているが違いはあるのか。保健所によって対応が違うのか。			国や大阪府の方は重症化リスク二つ以上となっているが、四條畷保健所は一つ以上のものを全て対応。				
	公費負担について、発生届を出した即その日に公費適用が出るのか、しばらく経ってから公費適用となるのか。			発生届が出た日から有効。				
	濃厚接触者は基本的に学校と市教委で判断をしている。夏休みで様々な子どもの陽性が発生した時、休校の判断がないのでその取扱いについて。			学校で濃厚接触者特定するのは、あくまでも校内の生活の中での行動を生む範囲。夏休み等で学校に登校しない間は、基本同居家族が濃厚接触者で、その他については家族が判断する。				
	今のルールでは、基本的に学校で濃厚接触者は発生しないルールと見ているが、熱中症でマスクを外す時に現場の判断として濃厚接触者にあたると仮に判断した時に、素人の学校が、また市教委が私権制限を圧縮するようなことを言うのは難易度が高いという声があるが、どのような伝え方をすればいいか。			周りへの感染の危険性を説明していただき協力をお願いする。				